

最終更新日 2025/04/1

英語コーパス学会 会則・規程

<http://www.jaeecs.com/>

「学生優秀発表賞規程」2条2項を修正。

「学会賞規程」全体を修正。

・2021/8/5

「学生優秀発表賞規程」2条2項を修正。

・2021/4/1

「正副会長選出規程」を制定。

(学会会則)

会則 … 2

(会員に関わる規程)

研究会規程 … 5

学会賞規程 … 6

優秀論文賞規程 … 8

新人優秀発表賞規程 … 9

功労会員規程 … 10

(役員会に関わる規程)

正副会長選出規程 … 11

学会誌編集委員会規程 … 12

学会賞選考委員会規程 … 13

大会実行委員会規程 … 14

旅費支給規程 … 15

文書等保管規程 … 16

改訂記録

・2025/4/1

「学会賞規程」全体を修正。

「学会優秀論文賞規程」を制定。

「新人優秀発表賞規程」全体を修正。

・2024/4/1

「新人優秀発表賞規程」を制定。

「学生優秀発表賞規程」を廃止。

・2023/4/1

「大会実行委員会規程」3条2項を修正。

・2022/4/1

「会則」5条2項を修正。

・2021/12/1

英語コーパス学会会則

(名称)

第 1 条 本会は「英語コーパス学会」
(Japan Association for English Corpus Studies, 略称 JAECS) と称する。

(目的)

第 2 条 本会は英語コーパス及びコーパスツールの開発・評価・利用に関わる研究, また, 英語コーパスを用いた言語研究・言語教育研究・関連研究を促進することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は前条の目的を達成するために, 次の事業を行う。

- (1) 大会・研究会等の開催
- (2) 学会誌・学会報等の発行
- (3) その他本会の趣旨に沿う事業

(会員)

第 4 条 本会の会員は一般会員, 学生会員, 団体会員, 賛助会員, 功労会員及び名誉会員よりなる。

- (1) 一般会員は本会の趣旨に賛同する個人とする。
- (2) 学生会員は本会の趣旨に賛同する個人のうち, 大学又は大学院に籍を置く学生とする。
- (3) 団体会員は本会の趣旨に賛同する大学, 研究所, 図書館その他の研究・教育団体とする。
- (4) 賛助会員は本会の趣旨に賛同する企業等とする。
- (5) 功労会員は本会の活動に長く寄与した個人とする。功労会員の規程は別に定める。
- (6) 名誉会員は本会の活動に特別に寄与した個人とする。

(会費)

第 5 条 本会の会費について以下の通り定める。

- (1) 会員は所定の会費を納めるものとする。
- (2) 会費の額については次の通りとする。
一般会員 年額 5,000 円 (在外会員は年額 6,000 円)

学生会員 年額 2,000 円 (在外会員は年額 3,000 円)

団体会員 年額 5,000 円

賛助会員 年額 15,000 円

- (3) 会費は入会時点又は会計年度開始時点で納入する。
- (4) 2 年間にわたって会費納入がない場合は会員の資格を失う。
- (5) 名誉会員, 功労会員, 顧問からは会費を徴収しない。

(会計年度)

第 6 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり, 翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(組織)

第 7 条 本会に執行部, 事務局, 役員会, 学会誌編集委員会, 学会賞選考委員会, 大会実行委員会, 研究会 (SIG) を置く。

- (1) 執行部は会長, 副会長, 事務局長, 事務局員で構成し, 本会全体にかかわる事業を執行・監督する。
- (2) 事務局は事務局長及び事務局員で構成し, 本会の事務を執行する。
- (3) 役員会は役員で構成し, 本会にかかる諸問題を審議・決定する。
- (4) 学会誌編集委員会は学会誌の刊行にかかる業務を担当する。学会誌編集委員会の規程は別に定める。
- (5) 学会賞選考委員会は学会賞・奨励賞の選考にかかる業務を担当する。学会賞選考委員会の規程は別に定める。
- (6) 大会実行委員会は大会の企画・準備・実施にかかる業務を担当する。大会実行委員会の規程は別に定める。
- (7) 研究会 (SIG) は会員のうち, 希望する者によって構成し, それぞれが掲げる研究目的に応じた活動を行う。研究会の規程は

別に定める。

(役員)

第 8 条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 幹事 若干名

(役員の任期・定年)

第 9 条 役員は以下の通りとする。

- (1) 会長・副会長の任期は 2 年とし、引き続き 2 期までの再任を妨げない。
- (2) 理事・幹事の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- (3) 任期は当該年度の 4 月 1 日から起算する。
- (4) 役員は定年を 70 歳とする。任期の途中で定年に達したときは当該年度の終了まで、その任にあたる。

(役員の仕事)

第 10 条 役員の仕事は以下の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。会長は総会・役員会を招集し、これを主宰する。
- (2) 副会長は会長の命ずる職務を所掌するとともに、会長を補佐し、必要に応じて会長の職務を代行する。
- (3) 理事は役員会に出席し、本会の運営に関わる重要事項を審議・議決する。
- (4) 幹事は役員会に出席し、理事を補佐し、本会の運営に関わる重要事項を審議・議決する。

(役員を選出)

第 11 条 役員は役員会における投票によって決定する。

(役員)

第 12 条 本会に次の役員をおく。

- (1) 顧問 若干名
- (2) 事務局長 1 名
- (3) 事務局員 若干名
- (4) 監査 1 名

(5) 学会誌編集委員会委員長 1 名

(6) 学会誌編集委員 若干名

(7) 学会賞選考委員会委員長 1 名

(8) 学会賞選考委員 若干名

(9) 大会実行委員会委員長 1 名

(10) 大会実行委員 若干名

(役員は任期・定年)

第 13 条 役員は以下の通りとする。

- (1) 顧問の任期は終身とする。
- (2) 事務局長・事務局員、監査、学会誌編集委員会委員長及び委員、学会賞選考委員会委員長及び委員の任期は 2 年とし、引き続き 2 期までの再任を妨げない。任期は当該年度の 4 月 1 日から起算する。
- (3) 大会実行委員会委員長及び委員の任期は、役員会で承認された日から当該大会に関係する業務の終了時までとする。
- (4) 顧問を除く役員は定年を 70 歳とする。任期の途中で定年に達したときは当該年度の終了まで、その任にあたる。

(役員の仕事)

第 14 条 役員の仕事は以下の通りとする。

(役員の仕事)

第 14 条 役員の仕事は以下の通りとする。

- (1) 顧問は役員会の求めに応じて学会運営への助言を行う。
- (2) 事務局長は事務局を主宰し、本会の事務を執行・監督する。
- (3) 事務局員は事務局長の指示の下、必要な業務を執行する。
- (4) 監査は本会の会計及び運営が適切になされているか精査し、その結果を総会で報告する。
- (5) 学会誌編集委員会委員長は学会誌編集委員会を主宰し、学会誌の刊行にかかる業務を執行・監督する。
- (6) 学会誌編集委員は委員長の指示の下、必要な業務を執行する。
- (7) 学会賞選考委員会委員長は学会賞選考委員会を主宰し、学会賞・奨励賞の選考にか

かる業務を執行・監督する。

(8) 学会賞選考委員は委員長の指示の下、必要な業務を執行する。

(9) 大会実行委員会委員長は大会実行委員会を主宰し、大会の企画・準備・実施にかかる業務を執行・監督する。

(10) 大会実行委員は委員長の指示の下、必要な業務を執行する。

(役職員の選出)

第 15 条 役職員は会長が推薦し、役員会で承認する。役職員と役員の兼務を妨げない。

(会議)

第 16 条 本会は以下の会議を開催する。

(1) 総会は会長の招集により、原則として年 1 回以上開催し、会則の改定、予算・決算その他重要事項を審議する。なお、電子メールやその他の手段を用いた総会の開催も可能とする。総会での議決は出席者の過半数による。

(2) 役員会は会長の招集により、原則として年 2 回以上開催し、本会の運営にかかる諸問題を審議し、決定する。なお、電子メールやその他の手段を用いた役員会の開催も可能とする。役員会での議決は出席者の過半数による。

(3) 事務局会議は事務局長の判断の下、不定期に開催する。

(4) 学会誌編集委員会、学会賞選考委員会、大会実行委員会は各委員長の判断の下、不定期に開催する。

付則

(1) 本会則は 2020 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 本会則は 2021 年 4 月 1 日から施行する。

(3) 本会則は 2022 年 4 月 1 日から改正施行する。

(備考)

(1) 本会は 1993 年 4 月 1 日に「英語コーパス研究会」として発足し、1997 年 4 月 1 日に「英語コーパス学会」に改組されて現在に至る。

(2) 所在地は、名古屋大学言語教育センター小島ますみ研究室（〒464-8601 名古屋市千種区不老町）とする。

英語コーパス学会研究会規程

(研究会)

第 1 条 英語コーパス学会（以下「学会」という）は、コーパスを用いた英語及びその関連領域の調査・研究事業のために、研究会を設置する。

(研究会の名称)

第 2 条 研究会の名称は、「英語コーパス学会〇〇研究会」とする。英文表記は「JAECS SIG on ...」とする。

(研究会の構成)

第 3 条 研究会は 5 名以上の会員で構成する。

2 研究会には代表者と副代表者を置く。代表者と副代表者は会員であることとする。

3 研究会に所属する者は会員を原則とする。

(研究会の設置)

第 4 条 本規程に則って研究会を設置しようとする者は、学会の事務局長を通じて研究会設立趣意書を提出し、役員会の承認を得る。

(研究会の解散)

第 5 条 研究会を解散する場合は、研究会解散届を役員会に提出し、役員会の承認を得る。

2 研究会の活動が 2 年にわたって認められない場合は、役員会の審議を経て、解散とする。

(研究会の開催)

第 6 条 研究会は原則として定期的に開催するものとする。

(研究会の任務)

第 7 条 研究会は研究成果を公表することを原則とする。

(研究会の報告義務)

第 8 条 研究会は毎年、当該年度の活動報告及び会計報告、研究会会員名簿、翌年度の活動計画及び予算を役員会に報告する。

2 前項の報告を特別の理由なく怠った場合には、役員会の審議を経て、解散とする。

(研究会補助費)

第 9 条 研究会は、1 年間の研究会の活動に関して支出した経費のうち、3 万円を限度として学会に補助を申請することができる。また、特別の事由がある場合は 5 万円までの補助を申請することができる。

2 補助の申請は 3 月 15 日までに事務局長に行うこととする。

3 補助の申請には支出を証明する領収書類の添付を行うこととする。

4 補助の対象は、会場使用料、講師謝金、講師交通費、印刷費、作業者謝金、書籍・文具等購入費、研究会での茶菓代、事務雑費に限る。

(研究会の出版刊行)

第 10 条 研究成果の出版物刊行については、所定の手続きに従い出版計画書等を役員会に提出し、承認を得る。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、役員会の議決による。

付則 本規程は 2020 年 4 月 1 日から施行する。

英語コーパス学会学会賞規程

(賞の定義)

第 1 条 英語コーパス学会（以下「学会」という）は、会員による英語コーパス研究の奨励を目的として、学会賞を授与することができる。

2 学会賞は、英語コーパス学会学会賞（以下「学会賞」という）、英語コーパス学会齊藤俊雄賞（以下「齊藤賞」という）及び英語コーパス学会奨励賞（以下「奨励賞」という）からなる。

3 学会賞、齊藤賞及び奨励賞の英語による名称は、それぞれ、JAECS Distinguished Researcher Award, JAECS Saito Toshio Award, 及び JAECS Young Researcher Award とする。

(対象業績)

第 2 条 学会賞は、英語コーパス及びコーパスツールの開発・評価・利用に関わる研究、又は英語コーパスを用いた言語研究・言語教育研究・関連研究において卓越した業績をおさめ、当学会の発展に寄与したものを対象とする。齊藤賞及び奨励賞の対象業績は、推薦年度の 4 月 1 日から遡って 3 年以内に発表された英語コーパス及びコーパスツールの開発・評価・利用に関わる研究、また、英語コーパスを用いた言語研究・言語教育研究・関連研究とする。

2 対象業績には、個人業績及び共同研究業績を含む。なお、共同研究業績を個人の業績に含める場合は、本人の貢献内容及び貢献の度合いが確認できるもののみを対象とする。

(授賞者)

第 3 条 学会賞は、第 2 条 1 項に掲げる分野において卓越した業績をあげた会員個人に対して授賞する。

2 齊藤賞は、第 2 条 1 項に掲げる期間に顕著な業績をあげた会員個人又は会員グループに対して授賞する。奨励賞は、第 2 条 1 項に掲げる期間に上記に準ずる業績をあげた、大学院修了後 15 年以内の会員個人に対して授賞する。

3 学会賞、齊藤賞及び奨励賞のいずれも、各年度の授賞者数は若干名とする。ただし、該当する業績がないと判断された年度においては授賞を行わない。

4 学会賞及び奨励賞は、同一人物に対して同一の賞を重複して授賞しない。齊藤賞にはこの制限は適用しない。

(推薦)

第 4 条 会員は、学会賞、齊藤賞及び奨励賞の候補者として各 1 名又は 1 グループの推薦を行うことができる。

2 推薦には、自薦及び他薦を含める。

(選考)

第 5 条 学会賞選考委員会（以下「委員会」という）は、推薦された候補者リストに基づき、選考を行う。

2 委員会は、選考の過程で、候補者に対して、業績の現物又は電子データの提出、及び追加の説明書類の提出を求めることができる。

3 委員会は、最終候補者となった者について、選定された場合の受賞の意思を事前に確認する。

4 委員会の判断により、当初の推薦と異なる賞を授賞する場合がある。

(授賞の承認)

第 6 条 役員会は、委員会の報告を受け、当該年度の学会賞、齊藤賞及び奨励賞の授賞の是非を審議し、授賞の承認を行う。

(授賞式)

第 7 条 授賞は原則として学会の大会の場で行う。

2 学会賞受賞者に対しては、賞状とともに賞金 5 万円を贈呈する。

3 齊藤賞受賞者に対しては、賞状とともに賞金 4 万円を贈呈する。

4 奨励賞受賞者に対しては、賞状とともに賞金 3 万円を贈呈する。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、役員会の議決による。

付則

(1) 本規程は 2020 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 本規程は 2021 年 4 月 1 日から改正施行する。

(3) 本規程は 2021 年 12 月 1 日から改正施行する。

(4) 本規程は 2025 年 4 月 1 日から改正施行する。

英語コーパス学会優秀論文賞規程

(賞の定義)

第1条 英語コーパス学会（以下「学会」という）は、英語コーパス研究の促進および会員による質の高い研究の奨励を目的として、英語コーパス学会優秀論文賞（以下「優秀論文賞」という）を授与することができる。

2 優秀論文賞の英語による名称は、JAECS Outstanding Paper Award とする。

(対象)

第2条 優秀論文賞の対象となるのは、学会誌『英語コーパス研究』に投稿された研究論文または研究ノート（以下「論文」という）とする。

2 論文の著者が過去に優秀論文賞を受賞している場合でも、受賞したものと異なる論文について、再び審査対象となることができる。

(選考)

第3条 学会誌編集委員会は、投稿された論文のうち特に評価の高かった1本以上の論文を対象として選考を行い、その中から最も評価の高い1本を選出する。

2 学会誌編集委員会委員長は、選出した論文を会長と事務局長に報告する。

3 優秀論文賞は、対象となる論文が存在する限り、毎年、原則として1本を選出するものとする。

(授賞)

第4条 授賞は原則として学会の大会の場で行う。

2 優秀論文賞受賞者に対しては、賞状とともに賞金3万円を贈呈する。

3 会長は、選考結果について学会ウェブサイトで公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は役員会の議決による。

付則

(1) 本規程は2025年4月1日から施行する。

英語コーパス学会新人優秀発表賞規程

(賞の定義)

第 1 条 英語コーパス学会（以下「学会」という）は、学生及び新たに一般会員となった者による英語コーパス研究の奨励を目的として、役員会の決定に基づき、英語コーパス学会新人優秀発表賞（以下「新人賞」という）を授与することができる。

2 新人賞は、学生会員による優秀発表賞（以下「学生新人賞」という）、及び新たに一般会員となって通算 3 年以内の者による優秀発表賞（以下「一般新人賞」という）からなる。

3 学生新人賞及び一般新人賞の英語による名称は、それぞれ、JAECS Student Best Presentation Award 及び JAECS Incoming Member Best Presentation Award とする。

(対象)

第 2 条 新人賞の対象者は、以下の要件をすべて満たす者とする。

(1) 学生会員、又は入会や会員種別変更により一般会員となってから通算 3 年以内の者

(2) 大会において単独発表を行った者

(3) 過去に同一の賞を受賞していない者

(4) 発表申し込み時に、新人賞の審査申請を行った者

2 各年度の新人賞受賞者数は若干名とする。

(選考)

第 3 条 発表の選考は、以下の手順による。

(1) 会長は、大会発表申し込み時に新人賞の審査申請があった場合、2 名以上の役員を審査委員として任命する。

(2) 審査委員は、当該の対象発表を聴講して審査を行い、合議を経て、授賞を行うかどうか、行う場合は授賞の対象者を決めて会長に報告する。

(授賞)

第 4 条 新人賞の受賞者は、大会の閉会式において賞状を授与される。

2 新人賞受賞者に対しては、賞状とともに賞金 1 万円を贈呈する。

3 会長は、選考結果について学会ウェブサイト公表する。

(改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、役員会の議決による。

付則

(1) 本規程は 2024 年 4 月 1 日から施行する。英語コーパス学会学生優秀発表賞規程は廃止する。

(2) 本規程は 2025 年 4 月 1 日から改正施行する。

英語コーパス学会功労会員規程

(功労会員の定義)

第 1 条 功労会員は年度の開始時点において満 65 歳以上で、当該年度の前年度まで本会に 10 年以上継続して加入し、会費を納入していた一般会員のうち、本人の申し出があった者とする。

(申請)

第 2 条 功労会員になろうとする者は、原則として、当該年度の 4 月 1 日から 4 月末日までの間に、事務局長あて、申請を行うものとする。

(審査)

第 3 条 申請があった場合、事務局は第 1 条に定める要件を満たしているかどうかを確認の上、申請者を功労会員に認定する。

(資格の継続)

第 4 条 功労会員の資格は、資格が認定された年度から起算し、10 年間継続される。

(資格の変更)

第 5 条 功労会員が一般会員に戻ることを希望する場合、また、退会を希望する場合は、その旨、事務局長あて、申請を行うものとする。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、役員会の議決による。

付則 本規程は 2020 年 4 月 1 日から施行する。

英語コーパス学会正副会長選出規程

(目的)

第 1 条 英語コーパス学会（以下「学会」という）の会長・副会長選出手順は、この規程の定めるところによる。

(会長の選出方法)

第 2 条 会長は、役員会が、その構成員（以下「役員」という）の中から選挙によって選出する。

(会長の要件)

第 3 条 会長は、以下の要件を満たす者とする。

- (1) 英語コーパス研究関連分野において十分な研究歴を有すること。
- (2) 学会への十分な貢献を行ってきたこと。
- (3) 学会の運営と会務の執行に意欲を有すること。
- (4) 就任時点において 68 歳未満であること。

(会長候補者の立候補・推薦)

第 4 条 役員は、会長候補者として立候補（自薦）することができる。また、他の役員を会長候補者として推薦（他薦）することができる。

2 立候補または推薦をしようとする者は、別に定める期日までに、所定の推薦登録用紙を学会事務局に提出する。

3 他薦の場合は、推薦する者に就任の意思があることを事前に確認しておく。

(会長候補者の確認)

第 5 条 事務局は提出された推薦登録用紙を整理して会長候補者一覧表を作成し、投票に先立ち、役員会に提出する。

2 会長候補者一覧表には、候補者の氏名・所属・趣意を記載する。自薦・他薦の別、他薦の場合の推薦者名は秘匿される。

(会長の選出)

第 6 条 役員は、会長候補者一覧表に記載

された候補者の中から 1 名を選び、投票する。

2 最多得票者を次期会長就任予定者とする。

3 次期会長就任予定者が、執行部（正副会長・事務局員）以外の者である場合、引継ぎのため、会長は、本人と役員会の了承のもと、当該者を、就任時までの期間、副会長に任命することができる。

(副会長の選出方法)

第 7 条 次期会長就任予定者は、別に定める期日までに、該当者に就任の意思があることを事前に確認した上で、副会長候補者若干名（うち 1 名は事務局長兼任）を役員より選び、学会事務局に提出する。

2 副会長の要件については、本規程第 3 条に準じる。

(副会長候補者の確認)

第 8 条 事務局は次期会長就任予定者からの申し出に基づき、副会長候補者一覧表を作成し、投票に先立ち、役員会に提出する。

2 副会長候補者一覧表には、候補者の氏名・所属を記載する。

(副会長の選出)

第 9 条 役員は、副会長候補者一覧表に記載された候補者に対して、一括承認ないし不承認のいずれかに投票する。

2 承認が投票数の過半数を超えた場合、候補者を次期副会長就任予定者とする。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、役員会の議決による。

付則 本規程は 2021 年 4 月 1 日から施行する。

英語コーパス学会学会誌編集委員会規程

(目的)

第 1 条 英語コーパス学会（以下「学会」という）学会誌編集委員会（以下「委員会」という）の任務，組織，運営は，この規程の定めるところによる。

(任務)

第 2 条 委員会は，学会が発行する学会誌『英語コーパス研究』（以下「学会誌」という）に関して，投稿論文の査読，編集，発行業務にあたる。

(構成)

第 3 条 委員会は，若干名の委員によって組織する。

2 委員は，会員の中から役員会の議を経て会長が委嘱する。

3 委員長は，必要に応じ論文審査委員を委嘱することができる。

(委員長)

第 4 条 委員会に，委員長 1 名を置く。

2 委員長は，会長の任命による。

3 委員長は，委員会を招集し，これを主宰する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とし，再任を妨げない。

2 年度の途中で委員の委嘱を受けた者の任期は，前任委員の残任期間とする。

3 委員長の任期は 2 年とし，引き続き 2 期までの再任は妨げない。

(報告)

第 6 条 委員長は，委員会業務の進捗状況等について，役員会に報告しなければならない。

(経費)

第 7 条 学会誌の発行，委員会開催にかかる経費については，別に定める。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は，役員会の議決による。

付則 本規程は 2020 年 4 月 1 日から施行する。

英語コーパス学会学会賞選考委員会規程

による。

付則 本規程は 2020 年 4 月 1 日から施行する。

(目的)

第 1 条 英語コーパス学会（以下「学会」という）学会賞選考委員会（以下「委員会」という）の任務、組織、運営は、この規程の定めるところによる。

(任務)

第 2 条 委員会は、英語コーパス学会学会賞（以下「学会賞」という）及び英語コーパス学会奨励賞（以下「奨励賞」という）の授与について、推薦の募集と受理、及び選考を担当する。

(構成)

第 3 条 委員会は、若干名の委員によって組織する。

2 委員は、会員の中から役員会の議を経て会長が委嘱する。

(委員長)

第 4 条 委員会に、委員長 1 名を置く。

2 委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、委員会を招集し、これを主宰する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 年度の途中で委員の委嘱を受けた者の任期は、前任委員の残任期間とする。

3 委員長の任期は 2 年とし、引き続き 2 期までの再任は妨げない。

(報告)

第 6 条 委員長は、委員会業務の進捗状況等について、役員会に報告しなければならない。

(経費)

第 7 条 学会賞及び奨励賞の授与、委員会開催にかかる経費については、別に定める。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、役員会の議決

英語コーパス学会大会実行委員会規程

(目的)

第 1 条 英語コーパス学会（以下「学会」という）大会実行委員会（以下「委員会」という）の任務，組織，運営は，この規程の定めるところによる。

(任務)

第 2 条 委員会は，学会が行う大会企画を立案し，役員会の了承のもと，大会の準備及び実施を担当する。

(構成)

第 3 条 委員会は，若干名の委員及び事務局長によって組織する。

2 委員は，役員会の議を経て会長が委嘱する。

(委員長)

第 4 条 委員会に，委員長 1 名を置く。

2 委員長は，会長の任命による。

3 委員長は，委員会を招集し，これを主宰する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は 1 年とし，再任を妨げない。

2 年度の途中で委員の委嘱を受けた者の任期は，前任委員の残任期間とする。

3 委員長の任期は 1 年とする。

(報告)

第 6 条 委員長は，委員会業務の進捗状況等について，役員会に報告しなければならない。

(経費)

第 7 条 大会の実施，委員会開催にかかる経費については，別に定める。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は，役員会の議決による。

(1) 付則 本規程は 2020 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 付則 本規程は 2023 年 4 月 1 日から改正施行する。

英語コーパス学会旅費支給規程

(旅費支給)

第 1 条 英語コーパス学会が開催する各種の委員会及び会議（以下「会議等」という）への出席者には、役員会の判断により、旅費を支給することができる。

(旅費算定基準)

第 2 条 旅費は、居住地・勤務地のうち、会議開催地まで行くためにより経済的な起点からの公共交通機関の往復運賃を支給することができる。なお、航空機を使うことが必要な場合には、航空機の往復運賃（割引運賃の使用を原則とする）の実費を支給することができる。

2 日帰りでの会議出席が困難な場合については、宿泊費の一部として 5,000 円を旅費に追加して支給することができる。ただし、宿泊を伴う会議出席については、通常の往復運賃と宿泊料金の合計よりも経済的なパッケージが利用可能な場合、原則としてそれを利用するものとする。

(旅費支給の適用除外)

第 3 条 英語コーパス学会大会及び研究会に付随して行われる会議に出席するための旅費は支給しない。

(改廃)

第 4 条 この規程の改廃は、役員会の議決による。

付則 本規程は 2020 年 4 月 1 日から施行する。

英語コーパス学会文書等保管規程

(文書等の保管)

第 1 条 英語コーパス学会（以下「学会」という）は、学会に関係する文書等について、保管部数と保管期間を定める。

(保管文書の種別・保管部数・保管期間)

第 2 条 学会が保管の対象とする文書等の種別・保管部数・保管期間は以下の通りとする。

- (1) 学会誌は、各 3 部を永続的に保管する。なお、直近 3 号については各 10 部を取り置き、うち 7 部を希望者への販売用とする。
- (2) 会計資料は、関係するすべての文書類を、当該会計年度の終了後、3年間保管する。
- (3) ニュースレターは、各 1 部を 10 年間保管する。
- (4) 大会・研究会のプログラム・発表要項等は、各 1 部を 10 年間保管する。

(電子媒体での保管)

第 3 条 第 2 条の (2)~(4)については、電子ファイルの保存をもって上記に代えることができる。

(改廃)

第 4 条 この規程の改廃は、役員会の議決による。

付則 本規程は 2020 年 4 月 1 日から施行する。